

熊本市長等の給与に関する条例の一部改正について

熊本市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊本市長等の給与に関する条例（昭和 31 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「100 分の 165」を「6 月に支給する場合は 100 分の 165、12 月に支給する場合は 100 分の 175」に改める。

第 2 条 熊本市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「6 月に支給する場合は 100 分の 165、12 月に支給する場合は 100 分の 175」を「100 分の 170」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次項の規定 公布の日
- (2) 第 1 条の規定 令和 5 年 12 月 1 日
- (3) 第 2 条の規定 令和 6 年 4 月 1 日

（熊本市長の期末手当の特例に関する条例の廃止）

2 熊本市長の期末手当の特例に関する条例（令和 2 年条例第 47 号）は、廃止する。

（提出理由）

一般職の給与改定の実施に伴い、市長等の期末手当の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。